

求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、法の施行に関する事項について必要な措置を講ずるものとする。

第五章 雜則 (訓令への委任)

第十五条 この規則の実施のため必要な事項は、長官が定める。

附 则 (平成二〇年四月一日) この規則は、法の施行の日 (平成十九年四月一日) から施行する。

附 则 (平成二〇年二月一日) 国家公安委員会規則第一号

この規則は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 (平成二十年三月一日) から施行する。

附 则 (平成二〇年三月二六日) 国家公安委員会規則第二号

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 则 (平成二〇年三月三一日) 国家公安委員会規則第五号

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 则 (平成二〇年三月三一日) 国家公安委員会規則第六号

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 则 (平成二〇年三月三一日) 国家公安委員会規則第七号

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 则 (平成二〇年三月三一日) 国家公安委員会規則第八号

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 则 (平成二〇年三月三一日) 国家公安委員会規則第九号

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 则 (平成二〇年三月三一日) 国家公安委員会規則第十号

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

この規則は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十八年十月一日) から施行する。

附 则 (平成二九年七月五日) 国家公安委員会規則第七号

この規則は、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 则 (令和元年五月二十四日) 国家公安委員会規則第一号

この規則は、公布の日から施行する。

附 则 (令和元年六月二一日) 国家公安委員会規則第三号

(施行期日)

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者による講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許による運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進セントラルに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者の教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為

等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聽取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する規則、インターネット異性紹介事業の施行規則、児童を誘引する行為の規制等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聽取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長がした記録の作成その他の行為又は警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長に對してされた資料の送付は、それぞれ、この規則の施行後は、この規則による改正後の犯罪にによる収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の相当規定に基づいて、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課

第一課長がした記録の作成その他の行為又は警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長に對してされた資料の送付とみなす。

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長がした記録の作成その他の行為又は警察庁

2 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

3 この規則は、令和四年一〇月二六日国家公安委員会規則第一九号

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

4 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

5 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

6 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

7 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

8 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

9 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

10 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

11 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

12 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

13 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

14 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

15 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

16 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

17 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

18 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

19 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

20 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

文 章 号 令和 年 月 日
般
国家公安委員会
受 付 書
令和 年 月 日付（文書番号）による定期による収益の移転移入に関する事項（以下「本件」）
本件に付随する在庫（平成30年1月1日現在）と本件に付随する在庫（令和3年1月1日現在）との差額を算定した。
備考：用紙の大きさは、日本表葉規格A4とすること。

別記様式第2号（第7条関係）

文 章 号 令和 年 月 日
国家公安委員会 所
(所属、官職) (氏名、印押)
期付しの取引に関する権限を認める旨の記載・文字捺印次第
当該による収益の移転移入に関する在庫（平成30年1月1日現在）と本件に付随する在庫（令和3年1月1日現在）との差額を算定する。本件に付随する在庫と同一の在庫を有する他の取引に付随する在庫（令和3年1月1日現在）との差額を算定する場合がある場合は、該当する在庫を算定する。丁寧の期付しの取引に関する権限を認める旨の記載・文字捺印次第
記
期付しの取引に関する権限を認める旨の記載・文字捺印の確認
備考 1. 本紙の文書は、複数で請求すること。 2. 「期付しの取引に関する権限を認める旨の記載・文字捺印」の欄に 「記」を記入すること。 3. 用紙の大きさは、日本表葉規格A4とすること。

別記様式第3号（第7条関係）

文 章 号 令和 年 月 日
国家公安委員会 所
(所属、官職) (氏名、印押)
期付しの取引に関する権限を認める旨の記載・文字捺印次第
当該による収益の移転移入に関する在庫（平成30年1月1日現在）と本件に付隨する在庫（令和3年1月1日現在）との差額を算定する。本件に付隨する在庫と同一の在庫を有する他の取引に付隨する在庫（令和3年1月1日現在）との差額を算定する場合がある場合は、該当する在庫を算定する。丁寧の期付しの取引に関する権限を認める旨の記載・文字捺印次第
記
期付しの取引に関する権限を認める旨の記載・文字捺印の確認
備考 1. 「期付しの取引に関する権限を認める旨の記載・文字捺印」の欄に は、期付しの取引の仕方を記入。期付の意味、期付の範囲等を記 載すること。 2. 用紙の大きさは、日本表葉規格A4とすること。

別記様式第4号（第7条関係）

文 章 号 令和 年 月 日
般
国家公安委員会
期付しの取引に関する権限の記載の写しの送付について
当該による収益の移転移入に関する在庫（平成30年1月1日現在）と本件に付隨する在庫（令和3年1月1日現在）との差額を算定する。本件に付隨する在庫と同一の在庫を有する他の取引に付隨する在庫（令和3年1月1日現在）との差額を算定する場合がある場合は、該当する在庫を算定する。丁寧の期付しの取引に関する権限の記載の写しを別紙のとおり送付します。
備考：用紙の大きさは、日本表葉規格A4とすること。

別記様式第5号（第11条関係）

別記様式第5号（第11条関係）：（令和3年6月1日施行）

文 章 番 号	
令和 年 月 日	
般	
国家公安委員会	
被 告 被 放 署	
監視による収監の権利法上に関する法律（平成26年法律第26号）第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり被告又は被疑の届出を求める旨	
記	
1. 被告を求める事項及び届出を求める事項	
2. 被疑	
団体名 （略算・官署） （氏名・印押） （通 路 先）	
備考 用紙の大きさは、日本郵便標準A4とすること。	

別記様式第6号（第11条関係）

別記様式第6号（第11条関係）：（令和3年6月1日施行）

文 章 番 号	
令和 年 月 日	
般	
被 告 被 放 署	
監視による収監の権利法上に関する法律（平成26年法律第26号）第16条第3項の規定に基づき被告を求める必要がありますので、下記のとおり提出します。	
記	
1. 被告事項	
2. 被疑	
団体名 （略算・官署） （氏名・印押） （通 路 先）	
備考 用紙の大きさは、日本郵便標準A4とすること。	

別記様式第7号（第12条関係）

別記様式第7号（第12条関係）：（令和3年6月1日施行）

文 章 番 号	
令和 年 月 日	
般	
国家公安委員会	
立入検査手帳予定通知書	
監視による収監の権利法上に関する法律（平成26年法律第26号）第16条第3項の規定による立入検査を下記のとおり実施する予定であるため用紙第4欄の欄に記入する旨を求めるものです。	
記	
1. 検査実施者 （氏名） （立入検査所又は部署所の所在地） （代表者又は名前） 2. 立入検査の実施する事業者の名称及び所在地	
3. 立入検査を実施する時間	
4. 立入検査を実施することができる範囲	
5. 立入検査を実施することが法に必要であるとする理由	
備考 用紙の大きさは、日本郵便標準A4とすること。	

別記様式第8号（第13条関係）

別記様式第8号（第13条関係）：（令和3年6月1日施行）

文 章 番 号	
令和 年 月 日	
般	
国家公安委員会	
差 要 陳 述 書	
監視による収監の権利法上に関する法律（平成26年法律第26号）第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり陳述を求める旨	
記	
1. 事件事務番 （氏名） （立たる警察署又は警察署の所在地） （代表者又は名前）	
2. 陳述の内容	
3. 言由	
4. 請求	
備考 用紙の大きさは、日本郵便標準A4とすること。	